



佐賀県公報

平成20年
12月9日
(火曜日)
第13109号

(◎印は、県例規集に登載するもの)

目次

告示

- 公有水面埋立てに関する工事の竣工認可 (四四四・農山漁村課) 一
- 道路の区域の変更 (四四五・道路課) 一
- 道路の供用開始 (四四六・〃) 二

○告示

◎佐賀県告示第四百四十四号

公有水面埋立法(大正十年法律第五十七号)第二十二条第一項の規定により、次のとおり公有水面埋立てに関する工事の竣工を認可した。

平成二十年十二月九日

佐賀県知事 古川 康

- 一 竣工認可年月日 平成二十年十一月二十八日
- 二 竣工認可を受けた者の名称及び住所並びに代表者の氏名

- (一) 名称 佐賀県
- (二) 住所 佐賀市内一丁目一番五十九号
- (三) 代表者の氏名 佐賀県知事 古川 康

三 埋立区域及び面積

(一) 位置

唐津市鎮西町名護屋字方柄二番五十及び字浦町七百七十八番一の地先の

公有水面

(二) 区域

次の各地点を順次直線で結んだ線により囲まれた区域

の地点 唐津市鎮西町名護屋字殿山千二百六十番一の地先にある漁港原
点(北緯三三度三一分五七秒、東経一二九度五二分四四秒)から
三五五度二分三二秒二三五・二三メートルの地点

の地点 の地点から六四度四六分三秒三メートルの地点

の地点 の地点から三四一度〇分一秒四・九メートルの地点

の地点 の地点から三三五度五九分五二秒四・七メートルの地点

の地点 の地点から三三〇度五九分五一秒四・九メートルの地点

の地点 の地点から三二六度二九分五八秒二四・三メートルの地点

の地点 の地点から六四度五九分二四秒一・五九メートルの地点

の地点 の地点から三三五度〇分〇秒九〇メートルの地点

の地点 の地点から三四五度二〇分三〇秒二・五メートルの地点

の地点 の地点から三三四度二〇分七秒三・九メートルの地点

の地点 の地点から三二四度三〇分八秒三・四九メートルの地点

の地点 の地点から三一三度一分五四秒四・二メートルの地点

の地点 の地点から三三度〇分四五秒一・九メートルの地点

の地点 の地点から二九八度〇五九分三五秒一・九メートルの地点

の地点 の地点から二九二度五分一秒三・五六メートルの地点

の地点 の地点から一九八度四二分三七秒二・五メートルの地点

(三) 面積 六三六・一〇平方メートル

四 埋立ての免許年月日及び番号

(一) 免許年月日 平成四年八月三十一日

(二) 番号 佐賀県指令四漁港第七四号

五 公有水面埋立法第二十二条第三項に規定する市町村名

唐津市

◎佐賀県告示第四百四十五号

道路法(昭和二十七年法律第八十号)第十八条第一項の規定により、道路

の区域を次のとおり変更する。

その区域を表示した図面は、平成二十年十二月九日から平成二十一年一月八日まで佐賀県交通政策部道路課及び佐賀土木事務所において一般の縦覧に供る。

平成二十年十二月九日

佐賀県知事 古川 康

道路の種類及び路線名	道路の区域		変更前後の別	幅員メートル	延長メートル
	区	間			
県道 川上牛津線	小城市三日月町樋口字江利二九二番三地从先から	小城市三日月町樋口字江利二九二番一三地从先まで	後	四〇・〇 一四・〇	八六・〇
	小城市三日月町樋口字江利二九二番三地从先から	小城市三日月町樋口字江利二九二番一三地从先まで	前	四〇・〇 一四・〇	

●佐賀県告示第四百四十六号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第二項の規定により、次のとおり道路の供用を開始する。

その区間を表示した図面は、平成二十年十二月九日から平成二十一年一月八日まで佐賀県交通政策部道路課及び佐賀土木事務所において一般の縦覧に供る。

平成二十年十二月九日

佐賀県知事 古川 康

路線名	供用開始の区間	供用開始の期日
県道 川上牛津線	小城市三日月町樋口字江利二九二番三地从先から 小城市三日月町樋口字江利二九二番一三地从先まで	平成二〇・一二・一〇

購読料 一か年三二、二〇〇円(送料共)
申込先 佐賀県経営支援本部総務法制課

平成二十年十二月九日印刷及び発行
発行者 佐賀県知事 古川 康

発行定日 毎週火金曜日
印刷社 (株)佐賀印刷社